

---

# 無形資産の概念とその会計処理

照 屋 行 雄

---

## 1 問題の所在—無形資産の情報有用性

最近、企業の有する無形資産の重要性が認識され、無形資産（インタンジブルズ）に対する情報要求が投資者等利害関係者の間で高まっている。これには次のような背景もしくは流れがあるとみられる。

第1には、企業の経営戦略においてインタンジブルズ戦略へのシフトが認められるということである。経済のソフト化やグローバル化、さらにはIT（情報技術）革命の進展等の経営環境の変化に伴って、企業の経営戦略が、従来の物的資源や財務的資源等の有形資産中心の戦略から、人的資源や知的資源等の無形資産中心の戦略へとパラダイム・シフトしつつある。<sup>(注1)</sup>

第2には、バリュー・ドライバーとしての無形資産の重要性が高まっているということである。企業の競争力やマーケットシェアの重要な源泉もしくはバリュー・ドライバー（企業価値の決定要因）として、従来は有形資産の規模が重視されてきたが、今日ではむしろ無形資産の形成とその認識によって企業価値を説明するウェイトが高くなっている。<sup>(注2)</sup>

このような状況に対して、無形資産に関する従来の会計的取り扱い、利害関係者の情報要求を十分に満足させるものとなっていない。多くの場合、無形資産はオフバランス項目として処理され、情報利用者に対してディスクローズされることがないのである。無形資産の取り扱いに関する会計上の難

しは、次のような理由によるものと理解される。<sup>(注3)</sup>

- i 企業価値評価に当たっては、有形資産を利用することが客観的で有用であると考えられること
- ii 有形資産に比べて、無形資産の会計上の認識と測定が困難であると認められること
- iii 無形資産に対する投資はハイ・リスクを伴うことが多いため、オンバランス化を避ける会計選択が求められること
- iv 無形資産がもたらす将来の経済的便益の発生可能性については、高い不確実性の下にあるとみなされること

本稿では、企業価値形成の貴重な経営資源として利害関係者の関心を高めている無形資産について、その認識と測定に関する会計上の理論的問題と制度的課題を考察することとする。論述の展開に当たっては、まず、無形資産の意義とその特性を検討し、次に、現行の会計基準についてアメリカ、国際会計基準および日本の無形資産に関する会計を明らかにする。そして、無形資産会計の理論的な問題を析出して考察するとともに、無形資産会計の制度的な課題を整理して吟味することとする。

## 2 無形資産の会計的性格

### (1) 無形資産の意義

無形資産 (intangible assets) とは、一般に有形資産に対する用語であるが、貨幣性資産以外のものを指して使われている。従って、資産の分類からすれば、厳密には有形固定資産に対する無形固定資産ということになるが、ここでは広く無形資産として扱うこととする。

無形資産について、久野秀雄教授は、「①具体的な物件・具象的財貨ではないが、当該企業にとって将来引き続いて役に立つと考えられるもの、②収益力ないし超過収益力の期待価値、③機会原価 (opportunity-cost) が零であること」と定義している。<sup>(注4)</sup> また、若杉明教授は、「無形固定資産 (intangible

fixed assets) とは、具体的な形態を有しない、すなわち無体の固定資産であり、有形の固定資産たる有形固定資産に対するものである。無形固定資産には、①法律上の権利を構成するものと②法律上の権利ではなく、事実上の<sup>(注5)</sup>経済価値を認められた超過収益力の源泉とがある」と説明している。

このような会計学者による説明がなされてきたとしても、日本での無形資産に対する定義もしくは概念規定は、これまで有形（固定）資産に比較して必ずしも明確にされていないといえよう。そこで、無形資産についての理論的な考察を行うに当たって、国際会計基準（International Accounting Standards ; IAS）の定義するところを参照することとする。

国際会計基準（以下IASという）第38号「無形資産」によれば、無形資産は次のように定義される。すなわち、「無形資産（intangible assets）とは、財・サービスの生産もしくは供給に使用するため、第三者への貸与または管理目的のために保有される物的実体を有さない識別可能な非貨幣性資産である」<sup>(注6)</sup>（par.9）とする。そして、この定義に基づいて無形資産が資産として計上される基本要件を、識別可能性、支配および経済的便益の3点と規定している。

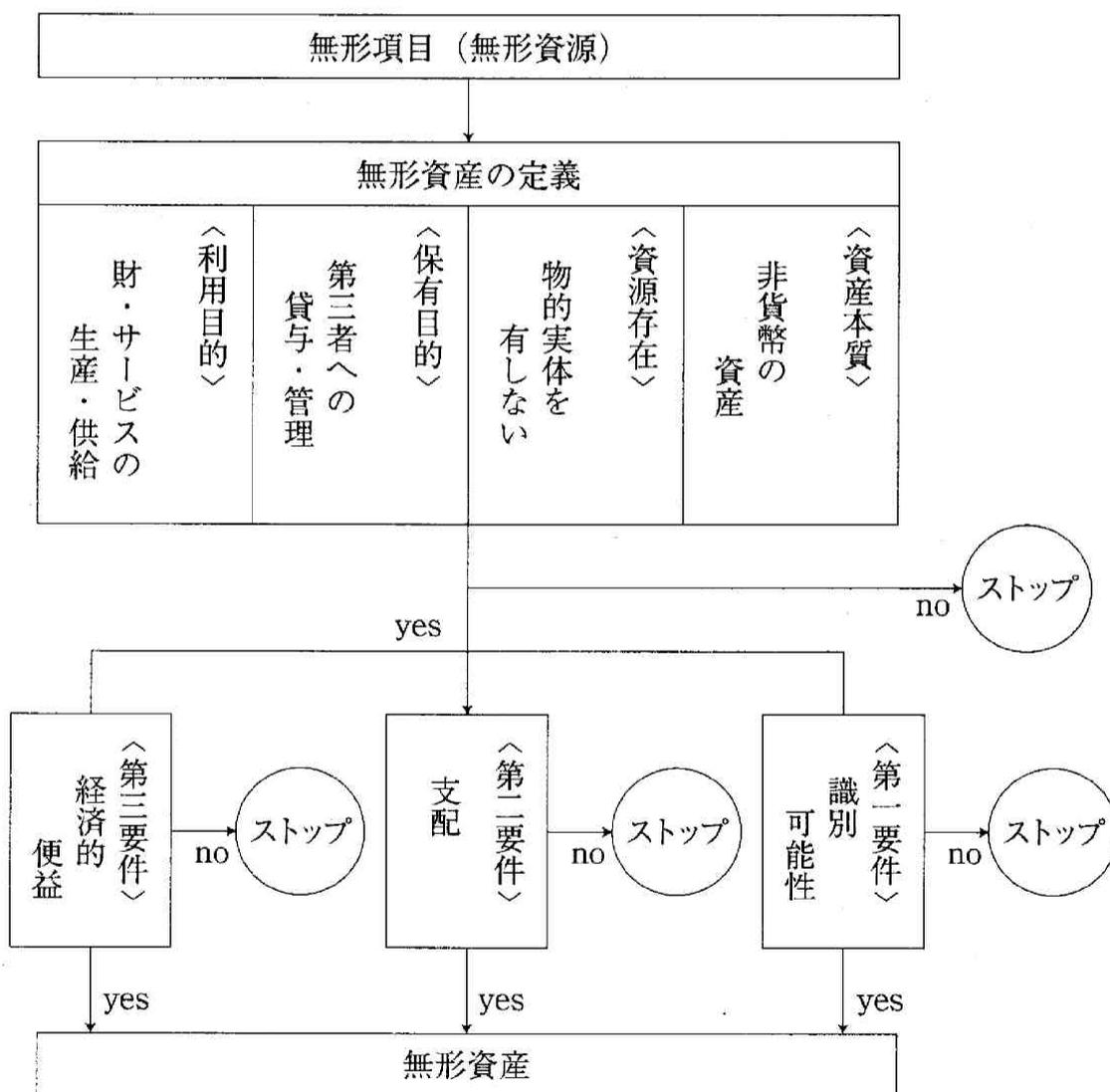
第1要件の識別可能性は、他の資産からの分離可能性や識別を容易にする法的権利の有無によって判断される。また、取得とみなされる企業結合に基づく無形資産はのれんと区別して識別することが求められる（pars.10-11）。なお、法的権利の有無は、識別可能性を判断する要件として絶対的な必要条件とはなっていない。法的権利が具備されていれば、識別可能性要件を満たす十分条件と理解される。

第2要件の支配とは、企業が無形資産からもたらされる将来の経済的便益を獲得する能力、および当該経済的便益に対する第三者のアクセスを制限できることを意味する（par.13）。従って、企業が当該無形資産からの将来の経済的便益を、独占的に享受し得る能力もしくは状況にあるか否かで判断されることになる。

第3要件の経済的便益は、無形資産からもたらされる将来のネット・キャッシュ・インフロー（将来純キャッシュ・インフロー）の総計を意味している（par.17）。経済的便益がもたらされる形態は、通常は財・サービスの販売・提供による収益計上に伴うキャッシュ・フローの流入であるが、それ以外に原価の節減など各種のものがある。

I A S 無形資産の認識規準を図解すれば、図表2-1のとおりである。

＜図表2-1 IAS無形資産の認識規準＞

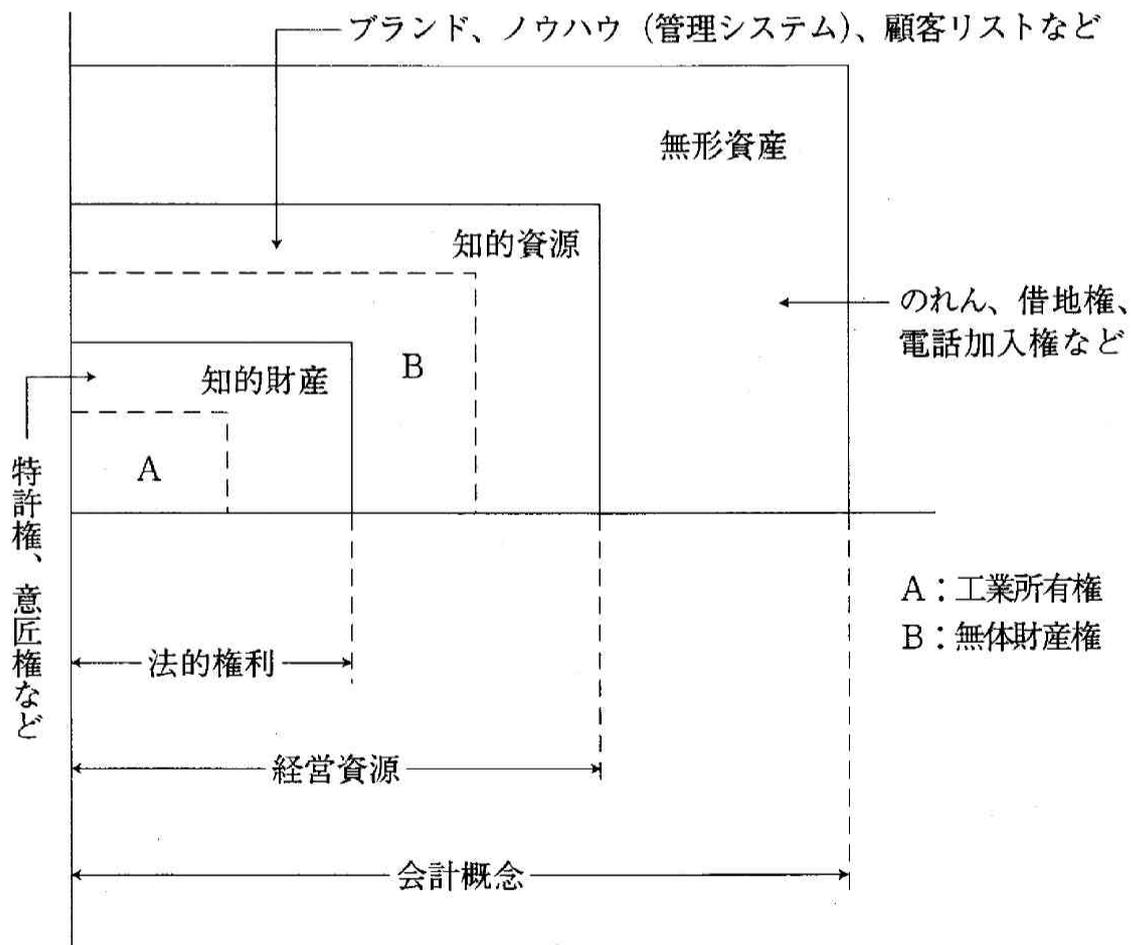


## (2) 無形資産の特性

ここで、無形資産の範囲を明確にしておきたいと思う。まず、無形資産は、ブランド、ノウハウ（経営管理システム）、顧客リストなどの知的資源（intellectual resource、もしくは知的資産；intellectual assets）と、のれん、借地権、電話加入権など知的資源以外の無形資産に分類される。無形資産は会計概念であり、知的資源は会計処理の対象となる経営資源の重要な1つである。

いま無形資産の概念もしくは範囲を図示すれば、図表2-2のとおりである。

<図表2-2 無形資産の範囲>



ここで知的資源（もしくは知的資産）は、特許権、商標権、意匠権などの法的権利を構成する知的財産（intellectual property）とそれ以外のものから

構成されると考える。知的財産は、従来法律上の所有権概念に規定された知的所有権よりも広く捉えて、無形資産のうち知的活動の成果に対する法的な財産権をいう。このような知的財産は、それぞれの根拠法に基づき法的保護の対象となるもので、法律概念としては知的財産権と呼ばれる。

なお、知的財産と類似した工業所有権の用語が使用されることがある。工業所有権 (industrial property) は、特許権、実用新案権、意匠権、商標権の4つを指しており、ここでいう知的財産より狭い概念である。現在の日本で法的保護を受ける知的財産 (もしくは知的財産権) としては、図表2-3(注8)に示すものがある。

次に、無形資産の特性について考察する。そもそも無形資産が他の有形資産や金融資産と異なる特性を有するために、会計上の種々の困難が生起しているとみなされるからである。無形資産には、少なくとも次のような4つの特性が認められる。

第1には、無形資産は将来における経済的便益の獲得が不確実であることがあげられる。一般に有形資産への投下や金融資産の利用からもたらされる将来便益の見通しは容易に行うことができるが、企業の収益源泉に対する投資たる性質を持つ無形資産の効果は、不確実を伴うものである。企業にとって無形資産への投資はハイ・リスクを覚悟しなければならないことが多い。

第2には、無形資産はその価値が所有企業並びに時の経過によって変動する性質を持っているということである。企業のブランドやノウハウあるいは人的組織のような無形資産は、多様な目的のために多数の利用者によって利用可能なものである。従って、無形資産は利用形態と利用者の違いにより、その価値が多面的な性格とならざるを得ない。また、無形資産の利用と開発を行うことによって、その価値は所有企業と所有時期によって可変的となりうるのである。

### <図表 2 - 3 知的財産(権)の種類>

知的財産権	発明 (ソフトウェア、ビジネスモデル、遺伝子 等を含む).....	特許法
	考案.....	実用新案法
	デザイン	
	意匠.....	意匠法
	商品の形態.....	不正競争防止法
	商標 (サービスマークを含む)	
	登録商標.....	商標法
	未登録 (周知) 商標.....	不正競争防止法
	営業秘密..... (製造技術、顧客リスト等)	不正競争防止法
	半導体集積回路.....	半導体集積回路の 回路装置に関する 法律
	著作物 (小説、音楽、映画、ソフトウェア等) ..	著作権法
	著作隣接権 (実演家、レコード製作者、放送事業者等)	
	植物新品種.....	種苗法
	商号.....	商 法
地理的表示 (例、スコッチ、シャンパン等) ....	不正競争防止法、 商標法、酒税の保 全及び酒類業組合 等に関する法律	

第3には、無形資産価値の客観的評価が困難で、多くの場合主観的にならざるを得ないという事情をあげることができる。上に示したように、そもそも無形資産はその所有企業や保有時期によって多面的・個別的性質を持っているが、しかも多くの場合無形資産についての取引市場が発達していない。このような状況においては、無形資産の公正な市場価値を測定することは難しく、主観的評価に依存せざるを得ない点が特徴的である。

第4には、無形資産に対する当該企業の支配が困難であり、将来の経済的便益を独占的に享受できる保証がない点である。有形資産の場合、その利用

形態とそれからもたらされる経済的便益は、所有企業が定めた特定の利用目的に結びついているため、当該企業が独占的に享受することが容易である。しかしながら、無形資産については、将来の経済的便益に対する第三者のアクセスをかなりの程度制限することは容易ではない。<sup>(注7)</sup>

### 3 無形資産の会計基準

#### (1) アメリカの無形資産会計

##### ①資産の認識基準

アメリカの会計基準（一般に公正妥当と認められる会計基準；GAAP）である財務会計基準（Statement of Financial Accounting Standards；SFAS，以下SFASという）は、会計上の資産を次のような認識基準に基づいて概念規定している。<sup>(注9)</sup>すなわち、「資産は、過去の取引または事象の結果として、ある特定の实体により取得または統制されている、発生の可能性の高い将来の経済的効益である」（par.25）と定義するとともに、その資産の本質的特徴として、次の3要件を挙げている。

##### i 将来の経済的効益

すべての経済的資源が有する共通の資産性は、用役潜在能力もしくは将来の経済的効益である。最終的には企業への将来純キャッシュ・インフローとなって発生する（pars.28-31およびpars.172-175）。

##### ii 特定の实体による統制

特定の实体が当該資産から得られる経済的公益を獲得することができ、そして、他の实体が当該効益に接近することを統制できるものでなければならない。そこでは、特定の实体によって当該資産の保有、売却および利用が自由に行えることになる（pars.183-185）。

なお、この場合特定の实体による将来の経済的効果の統制は、法的権利に大きく基礎をおくが、実質的に統制の能力が確保されれば、当該实体が資産を保有するための不可欠な必要条件ではない（pars.186

-187)。

iii 過去の取引または事象の発生

将来の経済的効益に対する実体の権利または統制力を付与する取引その他の事象がすでに発生していることが必要である。これは、将来の経済的効益をもたらす現在の潜在能力のみが資産であり、それらは当該実体に影響を与える取引その他の事象または環境要因の結果として特定の実体の資産となる (pars.191-192)。

企業の資産に関する上記のSFACの認識基準は、有形資産・無形資産を問わずすべての資産に適用される。なぜなら、SFACはアメリカにおける財務会計基準 (SFAS) そのものではないが、個々の財務会計基準で規定される会計基礎概念を説明したものだからである。これまでの無形資産に対する会計基準の対応は、この資産概念に照らして無形資産の要件がネガティブ評価されてきたことを物語るものである。

②無形資産の会計処理

まず、無形資産の重要な要素である知的財産に係る研究開発費の会計については、SFAS第2号「研究開発費の会計」<sup>(注10)</sup>に規定されている。この基準に従えば、特定の例外的な研究のための支出以外は、原則として全額支出のあった期の期間費用として取り扱うこととなっている (par.8 (a))。研究開発により取得した自己開発の無形資産は、現行基準では資産計上が認められていないのである。

ただし、外部から購入された新製品の製造技術や新生産方法などについては、後述するSFAS第141号の適用がある場合を除き、他への転用不能な特定目的の研究開発支出は暖簾の一部として無形資産計上がみとめられることとなった。

次に、無形資産については、従来SFAS以前の会計基準であるAPB (Accounting Principles Board ; 会計原則審議会) オピニオン第17号で、購入のれんを資産として計上することを求め、その場合40年を上限として定額

法で償却することを義務づけていた。<sup>(注11)</sup>しかしながら、APBオピニオン第16号「企業結合」およびAPBオピニオン第17号「無形資産の会計」を改訂したSFAS第141号「企業結合」およびSFAS第142号「のれんとその他の無形資産」においては、のれんとその他の無形資産の計上について、次のような重要な改正<sup>(注12)</sup>が行われている。

- i 企業結合における会計処理をパーチェス法のみ限定する（SFAS第141号）。
- ii 取得した資産および負債は、時価（公正価値）評価しなければならない。必要に応じて第三者による鑑定評価を行う。
- iii 企業結合により取得した無形資産は、のれんとは区別して時価によって資産計上しなければならない。この場合の無形資産は、契約上のまたは契約の有無に関係なく、法律で保護されている権利であることを原則とするが、必ずしも法的権利である必要はない。
- iv のれんおよびその他の無形資産で償却年数が永久と認められる項目は非償却とする。この場合、毎決算期に減損テストに基づく減損処理を行わなければならない。また、耐用年数のある無形資産は、償却期間の上限を設けず一定の方法で償却する。なお、無形資産の減損処理は、SFAS第121号「固定資産の減損会計」に従って行うことになる。

## (2) 国際会計基準および日本の無形資産会計

### ①国際会計基準

国際会計基準（IAS）では、先に述べたIAS第38号に規定する資産の定義並びに資産認識の3つの基本要件に適合することが、無形資産を含むすべての資産に求められる。従って、無形資産の認識に当たっては、まず、資産の定義（par.9）を満たし、識別可能性（pars.10-11）、支配（par.13）および経済的便益（par.17）の3要件に適合することが必要である。

その上でIAS第38号は、無形資産の貸借対照表への計上要件として、次の2つの要件を定めている。<sup>(注12)</sup>

- i 当該無形固定資産に帰せられる将来の経済的便益が企業にもたらされる可能性が高いこと
- ii 当該無形資産の原価を信頼性をもって測定できること

例えば、研究活動のための支出は、当該支出により将来の経済的便益が企業にもたらされる可能性が低いと見られるため、発生した時点で全額費用処理されるのに対して、開発活動に伴う支出は、当該支出により将来の経済的便益が企業にもたらされる可能性が高いため、他の一定の基準を満たした場合に、発生した時点で無形資産として認識される。

一方、後述するように、IAS第38号はいわゆる自己創設のれんを資産として計上することを認めていないが、それは企業によって支配される識別可能な資産ではないということと、原価でもって信頼しうる測定ができないからであるという理由による。

さて、のれんおよびその他の無形資産の認識についてのIASの規定は、次のようになっている。

- i 取得とみなされる企業結合によって生じるのれんは、資産として認識しなければならない。<sup>(注14)</sup>これは、取得日現在の原価が被取得企業の公正価値評価に基づく持分を超過する金額で取得した場合には、その差額をのれんとして資産計上しなければならないことを求めたものである。
- ii 取得とみなされる企業結合によって認識される無形資産は、のれんとは区別して識別され、公正価値評価により資産計上することが求められる。公正価値は売買市場での市場価格であるが、それが得られない場合には直近の類似価格もしくは第三者による鑑定評価を利用することができる（IAS第38号pars.28-29）。
- iii 自己創設のれんは資産として認識してはならない（同par.36）。自己創設のれんについては、識別可能性と支配要件を満たさず、しかも当該原価が信頼性をもって測定できないという理由により、資産計上を禁止されている。

- iv 研究開発支出については、研究に係る支出はその発生時点で期間費用として処理し（同par.42）、開発に係る支出は一定の基準を満たす支出に限って無形資産としての計上を求めている（同par.45）。開発支出の資産認識に当たっては、技術的実行可能性や完成もしくは利用の意図など6項目の立証事項を規定している。
- v のれんは、その有効期間にわたって、規則的に定額法で償却しなければならない（IAS第22号par.43）。また、無形資産の償却可能価額は、最善の見積もり耐用年数にわたり、組織的に配分されなければならない（IAS第38号par.79）。のれんおよび無形資産の償却期間は、原則として20年を超えてはならないとしている。IASは無形資産について永久の耐用年数を認めていないので、非償却という処理は採用できない。
- vi のれんおよびその他の無形資産の資産計上後は、毎決算期に減損テストに基づく減損処理（簿価の回収可能価額の見積もり）を行わなければならない。<sup>(注15)</sup>

## ②日本の無形資産会計

日本の会計基準における無形資産に関する規定は、かなり限定的であり、また、その多くは貸借対照表における表示分類に関する事項である。従って、これまでみてきたアメリカ会計基準SFASや国際会計基準IASにおける無形資産の会計基準のような厳密な規定はない。

企業会計原則には、資産の認識基準については規定されていないが、第三の四（一）Bに、「営業権、特許権、地上権、商標権等は、無形固定資産に属するものとする」として、無形資産に属する資産項目の例示を行っている。そして、営業権については、有償で譲受けまたは合併によって取得したものに限り貸借対照表に資産計上できるとしている（企業会計原則注解の注25）。

無形固定資産の貸借対照表への計上金額および記載方法については、次のように規定している。

「無形固定資産は、当該固定資産の有効期間にわたり、一定の減価償却の

方法によって、その取得原価を各事業年度に配分しなければならない」  
(第三の五)

「無形固定資産については、当該資産の取得のために支出した金額から減価償却累計額を控除した価額をもって貸借対照表価額とする」(第三の五E)

「営業権は、・・・毎期均等額以上を償却しなければならない」(注解の注25)

「無形固定資産については、減価償却額を控除した未償却残高を記載する」  
(第三の四 (一) B)

また、研究開発に係る支出に関しては、研究開発費等に係る会計基準に基づき、次のように処理される。

- i 研究開発費は、すべて発生時に費用として処理しなければならない。
- ii ソフトウェア制作費のうち研究開発に該当する部分も研究開発費として費用処理する。
- iii 研究開発費に該当しないソフトウェア制作費であって、市場販売目的および自社利用目的のソフトウェアについては、一定の条件を満たした場合に資産計上することを求めている。

次に、証券取引法に基づく財務諸表等規則および財務諸表等規則ガイドラインによれば、貸借対照表の資産区分に記載される無形固定資産は、次のような項目からなる。<sup>(注16)</sup>

- |                |          |           |
|----------------|----------|-----------|
| i 営業権          | ii 特許権   | iii 借地権   |
| iv 商標権         | v 実用新案権  | vi 意匠権    |
| vii 鉱業権        | viii 漁業権 | ix ソフトウェア |
| x その他これらに準ずる資産 |          |           |
| ア 水利権          | イ 著作権    | ウ 著作権     |
| エ 原画権          | オ その他    |           |

なお、日本における固定資産の減損認識とその会計処理に関しては、固定

資産の減損に係る会計基準に従って実施されることになっている（企業会計審議会，2002年8月9日公表）。

#### 4 無形資産会計の本質的課題

##### (1) 自己創設無形資産の資産認識

これまでの論述で明らかのように，アメリカ会計基準や国際会計基準においては，取得とみなされる企業結合によって発生する無形資産は，のれんと区別して認識しなければならないとする会計基準が確立するに至っている。そこでは，無形資産の認識基準もしくは計上要件を明確にするとともに，資産計上後の減価償却および減損損失の処理についても規定している。

しかしながら，有形資産や金融資産と異なり，無形資産固有の資産特性からもたらされる本質的な課題が認められる。このような課題を整理すれば，基本的には，①無形資産の認識基準に関するもの，②無形資産の評価方法に関するもの，および③無形資産の開示形態に関するもの，の3つの課題ということになる。本章では，これらの3つの課題について論点を明らかにするとともに，今後の展開の方向について考察したいと思う。

まず，無形資産の認識基準については，ここでは2つの論点を提起する。すなわち，1つは，買入無形資産の経済価値の永続性の問題，2つは，自己創設無形資産の計上要件の問題である。

前述のとおり，アメリカFASBはSFAS第142号において，取得とみなされる企業結合によって資産認識したのれんについて，償却年数が半永久的と認められる場合には非償却とすることを規定している。これは，FASBがのれんについて，将来の経済的便益をもたらす潜在能力を半永久的に維持するとの考え方を認めたことと解釈できる。

買入のれんの価値が取得後も維持されることについて，伊藤邦雄教授は，「それは，企業結合後の追加的な投資（例えば広告宣伝や顧客サービスに対する支出）によってのれんの価値が維持されているのである」と説明してい

(注17)

る。こののれんについての解釈は、同時にのれん以外の無形資産の価値の永續性の問題を考える上でも重要なフレームを提供することになる。

次に、IAS（国際会計基準）第38号においては、自己創設のれんは資産として認識してはならないとされている（par.36）。自己創設のれんについては、識別可能性と支配の要件を満たさず、しかも当該原価が信頼性をもって測定できないという理由により、資産計上を禁止しているのである。

ところが、先のアメリカSFAS No.142におけるのれんの非償却規定は、企業結合後の追加投資による自己創設のれんの計上につながる考え方を導入している。事実、FASBも、企業がのれんの総価値を半永久的に維持することができるのであれば、買入のれんの価値減耗分が自己創設のれんに取って代わられていると考えるのが適切であると認めている。<sup>(注18)</sup>

IASにおいては自己創設無形資産の計上が禁止されているが、このアメリカ会計基準における自己創設のれんの限定的な容認は、無形資産の認識に関する理論的な課題を考察する上で重要な意義を持っていると理解される。そこで、自己創設無形資産の認識に当たって理論的に解決しなければならない課題は、次の3点に要約できる。

- i 当該無形資産への支出額を識別し、評価できること
- ii 支出の効果が及ぶ将来の利用年数を特定できること
- iii 企業全体の発展に関連しない特定項目への支出であること

## （2）無形資産の評価方法

無形資産の評価アプローチとしては、一般に、①残差評価アプローチと②独立評価アプローチの2つがある。残差評価アプローチは、貸借対照表上の純資産を株価などで計算した時価総額から簿価総額を控除した残額をもって無形資産とする考え方である。

この方法は、市場が企業の価値を評価するので客観性があり、計算も比較的簡単であるため採用されやすい。反面、のれん、ブランドなど個別の無形資産の評価が困難であるという重大な問題点がある。

これに対して、独立評価アプローチは、無形資産を構成するのれんやブランドなど個別の資産項目を独立して評価する考え方である。この独立評価アプローチには、次の3つの方法が考えられる。

- i コスト・アプローチ
- ii マーケット・アプローチ
- iii インカム・アプローチ

コスト・アプローチは、当該無形資産の形成に要した支出額を基礎として評価する方法であり、歴史的原価アプローチと取替原価アプローチとがある。また、マーケット・アプローチは、実際に市場において成立した類似の無形資産の売買価格を基礎に、当該無形資産の評価を行う方法である。そして、インカム・アプローチは、無形資産がもたらす将来の純キャッシュ・インフローの割引現在価値をもって、当該無形資産の評価額とする考え方である。

無形資産の評価方法として最も適切で、しかも信頼性をもってその価値を評価できるアプローチが採用されなければならない。無形資産とりわけ自己創設無形資産は、支出原価とその価値の対応関係が不明確であり、不安定である。

一方、無形資産の本質的特徴はその個別性または差別性にあり、類似の無形資産評価がどの程度正確に当該無形資産の公正価値（フェア・バリュー）を示すのか不確実である。

従って、ここでは無形資産の評価アプローチとして、インカム・アプローチが適切であることを指摘しておきたいと思う。

この場合、市場価格および第三者鑑定評価が得られなければ、公正価値評価の方法として、アメリカFASBのSFAC No. 7に規定する将来純キャッシュ・インフローの割引現在価値を持って評価するアプローチの導入が求められることになる。<sup>(注19)</sup>

## 5 無形資産会計の展望

無形資産に関する情報開示要求の高まりは、現行の財務報告の充実もしくはその有用性低下を背景としつつ、主に次のような理由によるものと考えられる。

- i 企業価値の決定要因となる無形資産のオンバランス化により、企業の収益力の源泉が正しく理解できるようになること
- ii 無形資産やその重要な構成項目であるブランド価値情報の有用性に関する実証的研究が進展していること
- iii 無形資産のオンバランス化によって、株主・債権者等外部利害関係者との間の「情報の非対称性」が解消されること
- iv 株式移転制度や企業組織再編等に伴う連結経営において、ブランドを中心とする無形資産の評価のあり方が問題となっていること

無形資産のオンバランス化に当たっては、幾つかの重要な理論的問題や制度的課題が残されているが、企業の行うディスクロージャーの充実と企業価値の適正な評価を確保する上で、無形資産とりわけ自己創設無形資産の真実かつ公正な会計処理が重要となっている。無形資産会計の一層の研究と制度化への努力が求められている。

---

### 注

- 1 アメリカにおける無形資産投資並びに企業価値に対する影響の重要性については、次の文献で明らかにされている。

FASB, *FASB Report : Disclosure about Intangible Assets*, April 2002, p.9.

M. Blair and T. Kochan, *The New Relationship—Human Capital in the American Corporation*, Brookings Institution Press, 2000, pp.1–2.

なお、日本における無形資産投資については、2001年3月末決算における東京証券取引所第一部上場会社の時価総額上位200社（金融，ガス，電力を除く）についてみると、有形資産324兆円に対して、無形資産はその3分の1強の144兆円の巨額に上ることが明らかにされている（経済産業省企業法

制研究会編『ブランド価値評価研究会報告書』2002年，6頁）。

- 2 無形資産の重要性を証明する事例として，知的財産をめぐる訴訟件数の増大と知的財産権侵害に対する損害賠償金の高額化が指摘できる。アメリカにおける知的財産権侵害に対する訴訟を扱う裁判所として，CAFC（The Court of Appeals for the Federal Circuit；連邦巡回区訴訟裁判所）が1981年に創立された。そこでの代表的な知的財産侵害の訴訟とその賠償金額を示せば，次のとおりである。

i	ポラロイド社対イーストマンコダック社	8億7,320万ドル
ii	スミスインターナショナル社対ヒューズツール社	2億480万ドル
iii	スリーM社対ジョンソン&ジョンソン社	1億680万ドル

Cf. Gordon V. Smith and Russell L. Parr, *Valuation of Intellectual Property and Intangible Assets, 2<sup>nd</sup>.ed.*, John Wiley & Sons, Inc., 1994, Chapter 1（菊池純一監訳『知的財産と無形資産の価値評価』中央経済社，1996年，9頁）。

- 3 無形資産の会計認識の難しさについては，次の文献に詳しい。

Baruch Lev, *Intangibles : Management, Measurement, and Reporting*, Brooking Institution Press, June 2001.

伊藤邦雄稿「第5章 無形資産会計の諸相」『制度会計の変革と展望』（中村忠編著，中央経済社，2001年）所収，61-86頁。

- 4 久野秀男著『無形資産会計序説』同文館，1969年，42頁。
- 5 若杉 明著『精説財務諸表論』〔第4版〕中央経済社，1996年，131頁。
- 6 International Accounting Standards Board (IASB), *IAS No.38-Intangible Assets*, September 1998（広瀬義州・間島進吾編『コンメンタール国際会計基準IV』税務経理協会，2000年，47-89頁）。
- 7 伊藤邦雄稿「無形資産会計の現状と展望」『企業会計』Vol.53 No.1（2001年1月号），42-43頁。
- 8 日本公認会計士協会経営研究調査会編「研究報告書第12号—知的財産の評価（中間報告）」（要約版）『JICPAジャーナル』No.556（November 2001），120頁。
- 9 FASB, *Statement of the Financial Accounting Concept (SFAC) No.6-Elements of Financial Statements*, December 1985（平松一夫・広瀬義州訳『FASB財務会計の諸概念』〔四訂版〕中央経済社，2002年）。
- 10 FASB, *SFAS No.2-Accounting for Research and Development Cost*, October 1974.

- 11 American Institute of Certified Public Accountants (AICPA) , *APB Opinion No. 17—Intangible Assets*, 1970,pars.24—29.
- 12 FASB, *SFAS No. 141—Business Combination*, June 2001.  
FASB, *SFAS No. 142—Goodwill and Other Intangible Assets*, June 2001.
- 13 IASB, op. cit., par. 19 (広瀬義州・間島進吾編 前掲書, 49頁) .
- 14 IASB, *IAS No.22—Business Combination*, September 1998, par. 41 (広瀬義州・間島進吾編 前掲書, 33—34頁) .
- 15 IASB, *IAS No. 36—Impairment of Assets*, September 1998.
- 16 財務諸表等規則〈「財務諸表等の用語, 様式及び作成方法に関する規則」(2003年3月31日改正)〉の第27条～第30条, および財務諸表等規則ガイドライン〈「『財務諸表等の用語, 様式及び作成方法に関する規則』の取扱いに関する留意事項」(2002年10月18日改正)〉の第27条。
- 17 伊藤邦雄稿「第5章 無形資産会計の諸相」『制度会計の変革と展望』(中村 忠編著, 中央経済社, 2001年) 所収, 75—76頁。
- 18 FASB, op. cit., pars. B96—B97.
- 19 FASB, *SFAC No. 7—Using Cash Flow Information and Present Value in Accounting Measurement*, September 2000.